

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2021年6月18日

## 控訴人ら第7準備書面の要旨

控訴人ら代理人弁護士 高橋謙一

第1 佐世保市水需要予測と現実との乖離に対する佐世保市の言い訳に対して

1 佐世保市のこれまでの水需要予測が、現実の水需要実績と大きく乖離しており、それゆえに控訴人らは水需要予測の数値はいずれも「先に結論ありき」であると指摘してきた。

それに対して佐世保市は、乖離していることを事実上認めた上で「需要の動向に危機管理としての数値を適切に見込んだもの」と開き直っている。

2 しかし控訴人らがこれまでの準備書面(最後は第7準備書面第一部)で明確に証明したように、2019年度水需要予測では、

- ① SSKやハウステンボスの水需要について不合理な予測をしている、
- ② 一時的にはともかく永続的に切り替えるはずのない「地下水」を永続的に切り替える前提としている、
- ③ 「有収率」についておよそ合理性のない「89.4%」を採用している、
- ④ 「負荷率」についても合理性のない「80.3%」を採用している、
- ⑤ 本来「浄水場内に取り込まれた原水量と、浄水過程を経て水道水として浄水場外へ送り出されるまでに損失した水量の割合」で検討されるべき「安全率」について、「河川取水の不安定性」という指針に記載ない事情を考慮している、等の指針に明確に反する手法が採用され、水需要予測量が「水増し」されている。

- 3 指針に沿って適切に計算すると、「計画一日取水量」は「86,600m<sup>3</sup>/日」となり、2019年度水需要予測の118,388m<sup>3</sup>/日をはるかに下回る。2019年度水需要予測はそれほど過大に見積もっているのであり、石木ダム建設は不要である。

## 第2 保有水源の評価

- 1 佐世保市の現有保有水は10万55000 m<sup>3</sup>/日である。  
ところがこれについても佐世保市は、「危機管理」を理由に「確実なものは7万7000 m<sup>3</sup>/日しかない」と言い張る。
- 2 しかし控訴人らがこれまでの準備書面(最後は第7準備書面第二部)で明確に証明したように、
  - ① 一般的に、慣行水利権であっても、河川法23条の許可水利権と同等に「確実に取水量が得られること」が可能であれば、認可水源になり得る、
  - ② 基準渇水年とされる2007年度渇水年で、本件慣行水利権水源等の運用状況は、許可水利権水源の水利権行使率より高かった、
  - ③ したがって、本件慣行水利権は簡単に認可される資格を持つ水源である、
  - ④ しかし佐世保市は、本件慣行水利権を認可水源にすると石木ダム建設の必要性がなくなるため、故意に認可水源として来ていないにすぎない、  
のである。  
したがって、保有水源の評価の点でも石木ダム建設の必要性はない。

## 第3 異常渇水に対して

- 1 これまで何度も指摘したように、本来、異常渇水対策は石木ダム建設の必要性とは無関係である。したがって本件訴訟でも正面からは議論されていない。にもかかわらず佐世保市は市民に対してはことあるたびにこれを持ち出す。
- 2 しかし第7準備書面第三部で明確に証明したように、1994年度渇水が再来しても、2007年度渇水が再来しても、現在はその時よりも給水人口や一日給水量が低下しているので日常生活にはほとんど影響はない。

3 したがって、万が一の異常渇水への備えとしても、石木ダム建設は不要である。

#### 第4 総括

このように、将来の水需要の変化はもとより異常渇水が生じるとしても、石木ダム建設は不要であり、石木ダムで開発される4万m<sup>3</sup>/日は、明らかに使い道がない状況になってしまう。

このような全く不要で無駄な事業に基づく工事により、川原地区に居住するいわゆる『13世帯』の生活を破壊することは絶対に許されず、本件工事は即座に差し止められなければならない。

以上